

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特別法人税の撤廃
2	要望の内容	企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	《創設年度》 平成 11 年度(2 年間の課税凍結) 《過去の改正経緯》 平成 13 年度(課税凍結を 2 年間延長) 平成 15 年度(課税凍結を 2 年間延長) 平成 17 年度(課税凍結を 3 年間延長) 平成 20 年度(課税凍結を 3 年間延長)
6	適用又は延長期間	(特別法人税を撤廃し)恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。
		《政策目的の根拠》 ＜確定拠出年金法(平成十三年六月二十九日法律第八十八号)＞ (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 ＜確定給付企業年金法(平成十三年六月十五日法律第五十号)＞ (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
		Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等の運用時における課税を廃止し適正な年金額の確保を図るとともに、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数及び積立金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定が図られ、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 主な企業年金等の積立金額 厚生年金基金(平成22年3月末) 290,031億円 確定給付企業年金(平成22年3月末) 390,377億円 確定拠出年金(平成22年3月末) 48,636億円</p> <p>② 減収額 国 税: ▲2,224億円(参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成22年4月)より) 地方税: ▲761億円(厚生労働省試算)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -) 平成11年度から特例により特別法人税が凍結されており、一時的に運用時における課税はなされていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -) 特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の運用時における課税が主要国並みに非課税となり、年金資産の維持・安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 設定困難) 現在凍結されている特別法人税が復活した場合、低金利の状況の中、企業年金等の積立金の元本自体が毀損するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 設定困難) ・主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。 ・企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等が図られる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定と適正な年金額の確保が図られるものであり、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—